

# 計画相談支援

## 検査基準

—令和6年4月1日適用—

### <根拠法令等>

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚労令第19号)

「厚労令28」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)

「平30厚労告115」＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成30年3月22日厚生労働省告示115号)

「平24厚労告125」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

「平27厚労告180」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件(平成27年厚生労働省告示第180号)

「平24厚労告227」＝サービスの提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号)

「障発0330第22通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「障発1031001通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	<p>(1)事業が、利用者または障害児の保護者(以下「利用者等」)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2)事業が、利用者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3)事業が、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4)事業が、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5)事業者は、区、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法に規定する居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6)事業者は、利用者がサービスを利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての者が共生できるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努め、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。</p> <p>(7)事業者は、自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(8)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(9)事業者は、サービスの提供の終了に際して、利用者またはその家族に対して適切な援助を行い、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>支援法第51条の22 厚労令28第2条第1項</p> <p>厚労令28第2条第2項</p> <p>厚労令28第2条第3項</p> <p>厚労令28第2条第4項</p> <p>厚労令28第2条第5項</p> <p>厚労令28第2条第6項</p> <p>厚労令28第2条第7項</p> <p>厚労令28第2条第8項</p> <p>厚労令28第2条第9項</p>	
第2 人員に関する基準	<p>1 従業者</p> <p>(1)事業者は、事業所ごとにサービスの職務に専従する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。ただし、サービスの業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 相談支援専門員の員数の標準は、対象障害者等の数が35またはその端数を増すごとに1とする。なお、対象障害者等の数は、前6か月の平均値とする。(ただし、新規に指定を受ける場合は推定数とする。)</p> <p>(2)事業者は、以下の要件をいずれも満たす場合、事業所に相談支援員(専ら当該事業所の職務に従事する者であって社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するものをいう。)を置くことができる。この場合、当該事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援若しくは指定地域相談支援の事業を行う事業所または指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他、類似の職務に従事させることができる。 1当該事業所が機能強化型サービス利用支援費または機能強化型継続サービス利用支援費の算定要件を満たしているか。 2主任相談支援専門員(当該事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。 前項の規定により相談支援員を置く場合における第11条、第15条第1項第1号、第2項第1号から第9号まで及び第3項、第15条の2、第18条、第20条第1項から第3項まで、第23条第1項並びに第26条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員または相談支援員」と読み替えるものとする。</p>	<p>支援法第51条の24第1項 厚労令28第3条 障発0330第22通知第二の1(1) 平24厚労告227</p>	

<p>2 管理者</p>	<p>事業者は、事業所ごとに指定特定相談支援の職務に専従する管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)</p>	<p>厚労令28第4条 障発0330第22通知第二の1(2)</p>	
<p>3 従たる事業所に関する特例</p>	<p>(1)事業者は、事業所における主たる事業所(以下「主たる事業所」と)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」)を設置することができるが、以下の要件を満たしているか。</p>	<p>厚労令28第4条の2第1項</p>	
	<p>ア 人員及び設備に関する要件 (ア)従たる事業所において専従の従業者が1人以上確保されていること。 (イ)主たる事業所と従たる事業所との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障が無いこと。 (ウ)利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととして差し支えないこと。</p>	<p>障発0330第22通知第二の 1(3)</p>	
	<p>イ 運営に関する要件 (ア)利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。 (イ)職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所との間で相互支援が行える行える体制にあること。 (ウ)苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 (エ)事業目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 (オ)人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>		
	<p>(2)従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業員のうちそれぞれ1人以上は、専従の相談支援専門員となっているか。</p>	<p>厚労令28第4条の2第2項</p>	
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1)事業者は、対象障害者等がサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2)利用者との間で当該サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、下記項目を記載した書面を交付しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</li> <li>イ 事業の経営者が提供するサービスの内容</li> <li>ウ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>エ サービスの提供開始年月日</li> <li>オ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</li> </ul> <p>なお、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第51条の24第2項 厚労令28第5条第1項 障発0330第22通知第二の2(1)</p>	

<p>2 契約内容の報告等</p>	<p>(1)事業者は、サービスの利用に係る契約をしたときは、その旨を区に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>厚労令28第6条第1項 障発0330第22通知 第二の2(2)</p>	
	<p>(2)事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区に対し遅滞なく提出しているか。 また、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング(利用者についての継続的な評価含む))の結果(以下「モニタリング結果」)について以下の場合その他必要な場合に区に報告しているか。 ア 支給決定の更新や変更が必要となる場合。 イ 対象者の生活状況の変化から、支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間(以下「モニタリング期間」)の変更が必要な場合。 ウ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合。</p>	<p>厚労令28第6条第2項 障発0330第22通知第二の2(2)</p>	
<p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>厚労令28第7条 障発0330第22通知第二の2(3)</p>	
	<p>また、提供を拒んだ場合は以下の正当な理由に限っているか。 (1)事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合。 (2)利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。 (3)運営規程で主たる対象障害の種類を定めている場合、これに該当しない者から利用申込があった場合。 (4)その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合。</p>		
<p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>事業者は、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令28第8条 障発0330第22通知第二の2(4)</p>	
<p>5 受給資格の確認</p>	<p>事業者は、その者の提示する受給者証または地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定（地域相談支援給付決定）の有無、支給決定の有効期間（地域相談支援給付決定の有効期間）、支給量（地域相談支援給付量）等必要な事項を確かめているか。 なお、事業者は、支給決定または地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等が提示する区が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、区から依頼を受けた者であることを確かめているか。</p>	<p>厚労令28第9条 障発0330第22通知第二の2(5)</p>	
<p>6 支給決定または地域相談支援給付決定の申請に係る援助</p>	<p>事業者は、支給決定または地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間または地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定または地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令28第10条 障発0330第22通知第二の2(6)</p>	
<p>7 身分を証する書類の携行</p>	<p>事業者は、当該事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 また、当該事業所の名称、当該相談支援専門員の氏名の記載があるか。</p>	<p>厚労令28第11条 障発0330第22通知第二の2(7)</p>	
<p>8 計画相談支援給付費の額等の受領</p>	<p>(1)事業者は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、対象障害者等から当該サービスにつき支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額)の支払を受けているか。</p>	<p>厚労令28第12条第1項 障発0330第22通知第二の2(8)1</p>	
	<p>(2)事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問してサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額(実費)の支払を対象障害者等から受けているか。</p>	<p>厚労令28第12条第2項 障発0330第22通知第二の2(8)2</p>	
	<p>(3)事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合に、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った対象障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>厚労令28第12条第3項 障発0330第22通知第二の2(8)3</p>	
	<p>(4)事業者は、(2)の交通費について予め対象障害者等に対しその額について説明を行い同意を得ているか。</p>	<p>厚労令28第12条第4項 障発0330第22通知第二の2(8)4</p>	

9 利用者負担額に係る管理	事業者は、サービスを提供している対象障害者等が当該サービスと同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」)を算定しているか。この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該対象障害者等及び指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	厚労令28第13条 障発0330第22通知第二の2(9) 障発103001通知第四の3	
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	(1)事業者は、法定代理受領により区からサービスに係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、対象障害者等に対し、当該対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。	厚労令28第14条第1項 障発0330第22通知第二の2(10)1	
	(2)事業者は8(1)の法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を対象障害者等に対して交付しているか。	厚労令28第14条第2項 障発0330第22通知第二の2(10)2	
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針	(1)サービスの方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。		
	ア 事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。	厚労令28第15条第1項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)①	
	イ サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮をしているか。	厚労令28第15条第1項第2号 障発0330第22通知第二の2(11)③	
	ウ サービスの提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。	厚労令28第15条第1項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)②	
	(2)サービスにおける指定利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。		
	ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。	厚労令28第15条第2項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)③	
	イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように適切な支援内容を検討しているか。	厚労令28第15条第2項第2号 障発0330第22通知第二の2(11)④	
	ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けるよう努めているか。	厚労令28第15条第2項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)⑤	
	エ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たり、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等または指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか。	厚労令28第15条第2項第4号 障発0330第22通知第二の2(11)⑥	
	オ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。	厚労令28第15条第2項第5号 障発0330第22通知第二の2(11)⑦	

カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	厚労令28第15条第2項第6号 障発0330第22通知第二の2(11)⑧	
キ 相談支援専門員は、アセスメントに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。この場合において相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	厚労令28第15条第2項第7号 障発0330第22通知第二の2(11)⑨	
ク 相談支援専門員は、アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。	厚労令28第15条第2項第8号 障発0330第22通知第二の2(11)⑩	
ケ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合、利用者の居宅における自立した日常生活または社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。	厚労令28第15条第2項第9号 障発0330第22通知第二の2(11)⑪	
コ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第2項第10号 障発0330第22通知第二の2(11)⑫	
サ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。	厚労令28第15条第2項第11号 障発0330第22通知第二の2(11)⑬	
シ 相談支援専門員は、支給決定または地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 なお、サービス担当者会議には、原則として利用者等が同席した上で行わなければならない。	厚労令28第15条第2項第12号 障発0330第22通知第二の2(11)⑭	
ス 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。	厚労令28第15条第2項第13号 障発0330第22通知第二の2(11)⑮	
セ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際に、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。	厚労令28第15条第2項第14号 障発0330第22通知第二の2(11)⑯	

	(3)指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。		
	ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定 または地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。	厚労令28第15条第3項第1号 障発0330第22通知第二の2(11)⑱	
	イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。	厚労令28第15条第3項第2号 障発0330第22通知第二の2(11)⑲	
	ウ サービス等利用計画を変更した際に、(2)のア～キ及びコ～シに準じて取り扱っているか。 モニタリング期間について、モニタリング毎に検討する必要があると判断した場合は、サービス等利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について利用者及び区と協議すること。	厚労令28第15条第3項第3号 障発0330第22通知第二の2(11)㉔	
	エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合でも、利用者がその居宅で日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が指定障害者支援施設等への入所・院を希望する場合、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	厚労令28第15条第3項第4号 障発0330第22通知第二の2(11)㉕	
	オ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所・退院しようとする利用者またはその家族から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。	厚労令28第15条第3項第5号 障発0330第22通知第二の2(11)㉖	
	カ 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援または指定就労継続支援を利用している場合で、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援または指定就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行っているか。	厚労令28第15条第3項第6号	
	キ 相談支援専門員は、利用者が指定就労選択支援を利用している場合には、法第5条第13項の評価及び同項の整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行い、指定就労選択支援の事業を行う者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行っているか。	厚労令28第15条第3項第7号	
11-2 テレビ電話装置等の活用	(1)相談支援専門員は、以下の要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行うことができるか。 ア 当該アセスメントまたはモニタリングに係る利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣またはこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住し、かつ、事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があるか。 イ 当該面接を行う日の属する月の前月または前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行っているか。	厚労令28第15条の2	
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	事業者は、利用者等が他の事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	厚労令28第16条 障発0330第22通知第二の2(13)	
13 対象障害者等に関する区への通知	事業者は、サービスを受けている対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を区に通知しているか。	厚労令28第17条 障発0330第22通知第二の2(14)	

14 管理者の責務	(1)事業所の管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	厚労令28第18条第1項 障発0330第22通知第二の2(15)	
	(2)事業所の管理者は、当該事業所の相談支援専門員その他の従業者に、第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	厚労令28第18条第2項 障発0330第22通知第二の2(15)	
15 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	厚労令28第19条 障発0330第22通知第二の2(16)	
	(1)事業の目的及び運営の方針		
	(2)従業者の職種、員数及び職務の内容		
	(3)営業日及び営業時間		
	(4)サービスの提供方法、内容、対象障害者等から受領する費用及びその額		
	(5)通常の事業の実施地域		
	(6)事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類		
	(7)虐待の防止のための措置に関する次に掲げる事項等 ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など) オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置等に関すること		
	(8)その他運営に関する重要事項		
16 勤務体制の確保等	(1)事業者は、利用者等に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。また、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	厚労令28第20条第1項 障発0330第22通知第二の2(16)①	
	(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員にサービスの業務を担当させているか。(ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。)	厚労令28第20条第2項 障発0330第22通知第二の2(16)②	
	(3)事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	厚労令28第20条第3項 障発0330第22通知第二の2(16)③	
	(4)事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令28第20条第4項 障発0330第22通知第二の2(16)④	
17 業務継続計画の策定等	(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。	厚労令28第20条の2第1項 障発0330第22通知第二の2(17)1、2	
	(2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施しているか。	厚労令28第20条の2第2項 障発0330第22通知第二の2(17)3、4	
	(3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令28第20条の2第3項 障発0330第22通知第二の2(17)	

18 設備及び備品等	事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。（貸与を受けているものでも可）	厚労令28第21条 障発0330第22通知第二の2(18)	
	(1)専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。		
	(2)利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。		
	(3)必要な設備・備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備及び備品等を使用することは差し支えない。）		
19 衛生管理等	(1)事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令28第22条第1項 障発0330第22通知第二の2(19)①	
	(2)事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	厚労令28第22条第2項 障発0330第22通知第二の2(19)②	
	(3)事業者は、当該事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	厚労令28第22条第3項第1号 障発0330第22通知第二の2(19)③	
	ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置を活用して行うことができる)を定期的(おおむね6月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しているか。		
	イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	厚労令28第22条第3項第2号 障発0330第22通知第二の2(19)③	
	ウ 従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練を定期的(年1回以上)に実施しているか。	厚労令28第22条第3項第3号 障発0330第22通知第二の2(19)③	
20 掲示等	(1)事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示しているか。	厚労令28第23条第1項 障発0330第22通知第二の2(20)①	
	(2)事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも利用者またはその家族等に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	厚労令28第23条第2項 障発0330第22通知第二の2(20)②	
	(3)事業者は、(1)に規定する重要事項の公表(ホームページによる掲載等)に努めているか。	厚労令28第23条第3項 障発0330第22通知第二の2(20)③	
21 秘密保持等	(1)事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。	厚労令28第24条第1項 障発0330第22通知第二の2(21)1	
	(2)事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	厚労令28第24条第2項 障発0330第22通知第二の2(21)2	
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。	厚労令28第24条第3項 障発0330第22通知第二の2(21)3	

22 広告	事業者は、当該事業者について広告をする場合、その内容を虚偽または誇大なものとしていないか。	厚労令28第25条	
23 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止	(1)事業者及び事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	厚労令28第26条第1項 障発0330第22通知第二の2(22)1	
	(2)事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	厚労令28第26条第2項 障発0330第22通知第二の2(22)2	
	(3)事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	厚労令28第26条第3項 障発0330第22通知第二の2(22)3	
24 苦情解決	(1)事業者は、その提供したサービスまたはサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (なお、当該措置の概要については、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を重要事項を記した文書等に記載して利用者に説明するとともに、事業所に掲示することが望ましい。)	厚労令28第27条第1項 障発0330第22通知第二の2(23)1	
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	厚労令28第27条第2項 障発0330第22通知第二の2(23)2	
	(3)事業者は、その提供したサービスに関し、支援法第10条第1項の規定により区が行う報告、文書その他の物件の提出、提示の命令または当該職員からの質問、事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令28第27条第3項 障発0330第22通知第二の2(23)3	
	(4)事業者は、その提供したサービスに関し、支援法第11条第2項の規定により都知事が行う報告、サービスの記録・帳簿書類その他の物件の提出、提示の命令または当該職員からの質問に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して都知事が行う調査に協力し、都知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令28第27条第4項 障発0330第22通知第二の2(23)3	
	(5)事業者は、その提供したサービスに関し、支援法第51条の27第2項の規定により区長が行う報告、帳簿書類その他の物件の提出、提示の命令または当該職員からの質問、事業所の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して区長が行う調査に協力し、区長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令28第27条第5項 障発0330第22通知第二の2(23)3	
	(6)事業者は、都知事、区または区長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都知事、区または区長に報告しているか。	厚労令28第27条第6項 障発0330第22通知第二の2(23)3	
	(7)事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。	厚労令28第27条第7項 障発0330第22通知第二の2(23)4	

25 事故発生時の対応	(1)事業者は、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都、区、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	厚労令28第28条第1項 障発0330第22通知第二の2(24)1、3	
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令28第28条第2項 障発0330第22通知第二の2(24)	
	(3)事業者は、利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。また、以下の点に留意しているか。	厚労令28第28条第3項 障発0330第22通知第二の2(24)	
	ア 利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくこと。		
	イ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。		
	ウ 事故が発生した際は、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。		
26 虐待の防止	(1)事業者は、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)(虐待防止委員会)を定期的(年1回以上)に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。	厚労令28第28条の2第1号 障発0330第22通知第二の2(25)1	
	(2)事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施しているか。また、研修の実施内容について適切に記録の上、5年間保存しているか。	厚労令28第28条の2第2号 障発0330第22通知第二の2(25)3	
	(3)事業者は、(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための虐待防止担当者を置いているか。また、虐待防止担当者には相談支援専門員を配置しているか。	厚労令28第28条の2第3号 障発0330第22通知第二の2(25)4	
27 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令28第29条 障発0330第22通知第二の2(26)	
28 記録の整備	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	厚労令28第30条第1項 障発0330第22通知第二の2(27)	
	(2)事業者は、利用者等に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該サービスを提供した日(その完結の日)から少なくとも5年以上保存しているか。	厚労令28第30条第2項	
	ア 11の(3)のアに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録		
	イ 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳		
	(ア)サービス等利用計画案及びサービス等利用計画		
	(イ)アセスメントの記録		
	(ウ)サービス担当者会議等の記録		
	(エ)モニタリング結果の記録		
	ウ 13に規定する区への通知に係る記録		
	エ 24の(2)に規定する苦情の内容等に係る記録		
オ 25の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			

<p>29 電磁的記録等</p>	<p>(1)事業者及びその従業者は、作成・保存その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されているまたは想定されるもの((2)に規定するものを除く)について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行う場合、法令等に定める方法により行っているか。</p>	<p>厚労令28第31条第1項 障発0330第22通知第三の1</p>	
	<p>(2)事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するものうち、書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについて、当該書面に代えて、電磁的方法により行う場合、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>厚労令28第31条第2項 障発0330第22通知第三の1</p>	
<p>第4 届出等 1 変更の届出</p>	<p>(1)事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項(支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。 (ただし、支援法施行規則第34条の59第1項第4号に掲げる事項(※ウ)を記載した申請書または書類(登記事項証明書を除く。))については、区長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。)</p> <p>※事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 事業所の平面図</p> <p>オ 事業所の管理者及び相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>(2)事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日を区長に届け出ているか。</p> <p>(3)事業者は、当該事業を廃止または休止しようとするときは、その廃止または休止の日の1月前までに、支援法施行規則第34条の60第3項に定める事項を区長に届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の25第3項 支援法施行規則第34条の59第1項、 第34条の60第1項</p> <p>支援法第51条の25第3項 支援法施行規則第34条の60第2項</p> <p>支援法第51条の25第4項 支援法施行規則第34条の60第3項</p>	

2 業務管理体制の整備	(1)事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を以下の区分に応じ、整備しているか。	支援法第51条の22第3項、第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61	
	ア 指定を受けている事業所の数が1～20の指定相談支援事業者 (ア)法令を遵守のための体制確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」)を選任しているか。		
	イ 指定を受けている事業所の数が20～100の指定相談支援事業者 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。		
	ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。		
	(2)事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(特定相談支援事業のみを行い、指定事業所が1つの区市町村の区域に所在する事業者及び指定事業所が2つ以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。	支援法第51条の31第2項 支援法施行規則第34条の62第1項	
	ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
	イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日		
	ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。)		
	エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。)		
	(3)届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項についてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣等に届け出ているか。	支援法第51条の31第3項 支援法施行規則第34条の62第2項	

<p>第5 計画相談支援給付費の算定及び取扱い</p>			
<p>1 基本事項</p>	<p>(1) サービスに要する費用の額は、平24厚労告125の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第51条の17第2項 平24厚労告125の一</p> <p>平24厚労告125の二</p>	
<p>2 計画相談支援費</p> <p>(1) サービス利用支援費</p> <p>(2) 継続サービス利用支援費</p>	<p>サービス利用支援費は、事業者が、対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 機能強化型サービス利用支援費(I)から(IV)までについては、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該事業所の相談支援専門員の員数(前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均数」)で除して得た数(以下「取扱件数」)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。 また、機能強化型サービス利用支援費(I)から(IV)までのいずれかを算定している場合においては、その他の機能強化型サービス利用支援費は算定していないか。</p> <p>イ サービス利用支援費(I) 取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>ウ サービス利用支援費(II) 取扱件数が40以上である場合、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>継続サービス利用支援費は、事業者が対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 機能強化型継続サービス利用支援費(I)から(IV)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区へ届出た事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。また、機能強化型継続サービス利用支援費(I)から(IV)までのいずれかを算定している場合、その他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定していないか。</p> <p>イ 継続サービス利用支援費(I) 取扱件数が40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p> <p>ウ 継続サービス利用支援費(II) 取扱件数が40以上である場合、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定しているか。</p>	<p>平24厚労告125別表の1の注1 障発1031001通知第四の1(1)</p> <p>平24厚労告125別表1の注2 平27厚労告180第2号</p>	

<p>(3)その他</p>	<p>ア 事業者が、第3の11の(カ)第3の11の(2)のウにおいて準用する場合を含む。)、ケ、コもしくはサ～スまで(第3の11の(3)のウにおいて準用する場合を含む)または第3の11の(3)のイに定める基準を満たさないでサービスを行った場合、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平24厚労告125別表1の注3</p>	
	<p>イ 事業者が、障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平24厚労告125別表1の注4</p>	
	<p>ウ 事業者が、同一の月において、同一の対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p>	<p>平24厚労告125別表1の注5</p>	
	<p>エ 相談支援専門員が、対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」)が要介護1または要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」)と一体的に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。                  (ア)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 582単位                  (イ)サービス利用支援費(Ⅰ) 582単位                  (ウ)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 633単位                  (エ)継続サービス利用支援費(Ⅰ) 633単位</p>	<p>平24厚労告125別表1の注6</p>	
	<p>オ 相談支援専門員が、対象障害者等であって要介護状態区分が要介護3～5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、以下の区分に応じ1月につきそれぞれ以下の単位を所定単位数から減算しているか。                  (ア)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 894単位                  (イ)サービス利用支援費 881単位、(Ⅱ) 54単位                  (ウ)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ) 945単位                  (エ)継続サービス利用支援費(Ⅰ)945単位、(Ⅱ)243単位</p>	<p>平24厚労告125別表1の注7</p>	
	<p>カ 相談支援専門員が、対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1または要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合、介護予防支援費重複減算として、1月につき16単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平24厚労告125別表1の注8</p>	
	<p>キ 平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、サービスを行った場合(ア・イに定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか</p>	<p>平24厚労告125別表1の注12</p>	
<p>3 利用者負担上限額管理加算</p>	<p>第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告125別表の2注 障発1031001通知第四の4</p>	

<p>4 初回加算</p>	<p>(1)新規にサービス等利用計画を作成する対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準※に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。                  なお、サービスを利用せずに障害福祉サービス等を利用している対象障害者等についてサービス等利用計画を作成する場合についても含まれる。</p>	<p>平24厚労告125別表の3注1                  平27厚労告180の三                  障発1031001通知第四の5</p>	
	<p>※次に掲げる基準のいずれかに適合していること。                  ア 新規にサービス等利用計画を作成する対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合。                  イ サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用していない対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合。</p>		
	<p>(2)初回加算を算定する事業所において、サービスの利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合、当該サービスの契約をした日から3月を経過する日以降に、月2回以上当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該対象障害者等及びその家族に面接した場合に、所定単位数に300単位に面接をした月数(3を限度)を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告125別表の3注2                  平27厚労告180の三                  障発1031001通知第四の4(3)</p>	
<p>5 主任相談支援専門員配置加算</p>	<p>専らサービスの提供にあたる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」)であるものとして区長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、従業者に対し、別に厚生労働大臣が定める基準※に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合、以下の区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。                  (ただし、以下のいずれかの加算を算定している場合、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。)</p>	<p>平24厚労告125別表の4注1                  障発1031001通知第四の6</p>	
	<p>※次に掲げる基準のいずれかに適合していること。                  ア 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)                  基幹相談支援センターの運営の委託を受けている事業所、児童発達センターと一体的に運営される特定相談支援事業所または地域の相談支援の中核を担う機関として区が認める事業所であって主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所の従業者及び当該事業所外の事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合。</p>	<p>平27厚労告180の四</p>	
	<p>イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)                  主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合</p>		
	<p>(1)主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)                  基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設または地域の相談支援の中核を担う機関として区が認める事業所において、以下のいずれの要件も満たす体制が整備されているか。</p>	<p>障発1031001通知第四の6(2)</p>	
	<p>ア 利用者に関する情報またはサービス提供の留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催。</p>		
	<p>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施。</p>		
	<p>ウ 当該事業所のすべての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言。</p>		
	<p>エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加。</p>		

	<p>(2)主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 以下のいずれの要件も満たす体制が整備されているか。</p> <p>ア 利用者に関する情報またはサービス提供の留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催。</p> <p>イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施。</p> <p>ウ 当該事業所のすべての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言。</p> <p>エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取り組みの支援。ただし、区が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取り組みへの協力とする。</p> <p>(2)研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を区長に届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに、公表しているか。</p>	<p>障発1031001通知第四の6(2)</p> <p>障発1031001通知第四の5(3)</p>	
<p>6 入院時情報連携加算</p>	<p>対象障害者等が病院または診療所(病院等)に入院するに当たり、平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第5号※に従い、当該病院等の職員に対して、当該対象障害者等の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬等の状況等の当該対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、以下の区分に応じ、対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ平24厚労告125別表の5注に規定された単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した「入院時情報提供書」を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。</p> <p>(ただし、以下のいずれかの加算を算定している場合、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。)</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(1)入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している。</p> <p>(2)入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位 (1)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している。</p>	<p>平24厚労告125別表の5注 障発1031001通知第四の7</p> <p>平27厚労告180の五</p>	
<p>7 退院・退所加算</p>	<p>病院等または障害者支援施設等へ入院、入所等をしてきた対象障害者等が退院、退所等をし障害福祉サービス等を利用する場合において、当該対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の対象障害者等について、障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)に算定しているか。</p> <p>入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ただし、4の初回加算を算定する場合を除く。)</p>	<p>平24厚労告125別表の6注 障発1031001通知第四の8</p>	

<p>8 居宅介護支援事業所等連携加算</p>	<p>事業者が、障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)～(6)のいずれかの区分に該当する場合に、1月につきそれぞれの区分に応じた平24厚労告125別表の7注に規定する単位数のうち該当した場合のもの（区分それぞれについて2回を限度とする）を合算した単位数を加算しているか。</p> <p>また、対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のいずれかの区分に該当する場合に、1月につきそれぞれ平24厚労告125別表の7注に規定する単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>なお、2の(1)のサービス利用支援費、2の(2)の継続サービス利用支援費、6の入院時情報連携加算、7の退院・退所加算を算定している月に、当該加算を算定していないか。</p>	<p>平24厚労告125別表の7注 障発1031001通知第四の9</p>	
	<p>(1)対象障害者等が指定居宅介護支援または指定介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該事業所に対して、対象障害者等の心身の状況等の必要情報(この目的のために作成した文書に限る)を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における介護保険法第8条24項に規定する居宅サービス計画または同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成に協力する場合。 100単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(1)</p>	
	<p>(2)対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、対象障害者等の居宅等を訪問し、当該障害者及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。) 300単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(2)</p>	
	<p>(3)対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合(ただし、2の(1)または(2)を算定する月を除く。) 300単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(3)</p>	
	<p>(4)対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用促進に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センターまたは当該通常の事業所の事業主による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、対象障害者等の心身の状況等の必要な情報(この目的のために作成した文書に限る)を提供し当該障害者就業・生活支援センター等における支援内容の検討に協力する場合。100単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(4)</p>	
	<p>(5)対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、対象障害者等及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。) 300単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(5)</p>	
	<p>(6)対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合。 300単位</p>	<p>平24厚労告125別表の7注(6)</p>	

<p>9 医療・保育・教育機関等連携加算</p>	<p>福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関の職員等と面接を行い、対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか(4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)</p> <p>(1)障害福祉サービス等を除く福祉サービス等提供機関の職員との面接または会議(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む)により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合</p> <p>(2)対象障害者等が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</p> <p>(3)福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合          なお、次の区分ごとに1月に1回を限度に算定すること。          ア 病院等、訪問看護事業所          情報提供に当たっては、「入院時情報提供書」を参考にした上で行うこと。また、病院等への情報提供と同月に同病院に対し通院同行により情報を提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することができる。          イ ア以外の福祉サービス等提供機関</p>	<p>平24厚労告125別表の8注1 障発1031001通知第四の10</p>	
<p>10 集中支援加算</p>	<p>事業者が、次の(1)～(3)までのいずれかに該当する場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算しているか。          なお、当該加算は緊急的・臨時的な取り扱いであり、頻回に当該加算の算定が必要となる場合には、モニタリング期間の変更を検討しているか。</p> <p>(1)障害福祉サービス等の利用に関して、対象障害者等または区等の求めに応じて、月に2回以上、当該対象障害者等の居宅等を訪問し、当該対象障害者等及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接をした場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)          ただし、2の(1)のサービス利用支援費または2の(2)の継続サービス利用支援費を算定する月を除く。</p> <p>(2)サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(継続的な評価を含む)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合(ただし、2の(1)のサービス利用支援費または2の(2)の継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(3)福祉サービス等を提供する機関等(以下「関係機関」という。)の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(2の(1)のサービス利用支援費若しくは2の(2)の継続サービス利用支援費、6の(1)の入院時情報連携加算(Ⅰ)または7の退院・退所加算を算定する月を除く。)          (なお、(3)の会議参加について、8の居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議趣旨、連携先が同様であり、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合には、当該加算は算定できない。)</p> <p>(4)対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、病院等の職員に対して当該対象障害者等の心身の状況、生活環境等必要な情報を提供した場合          (ただし、1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。また、2の(1)のサービス利用支援費若しくは2の(2)の継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p> <p>(5)福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して対象障害者等に関する必要な情報提供を行った場合(2の(1)のサービス利用支援費若しくは2の(2)の継続サービス利用支援費を算定する月を除く。)</p>	<p>平24厚労告125別表の9注 障発1031001通知第四の11</p> <p>平24厚労告125別表の9注(1)</p> <p>平24厚労告125別表の9注(2)</p> <p>平24厚労告125別表の9注(3)</p> <p>平24厚労告125別表の9注(4)</p> <p>平24厚労告125別表の9注(5)</p>	

<p>11 サービス担当者会議実施加算</p>	<p>指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員または相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告125別表の10注 障発1031001通知第四の12</p>	
<p>12 サービス提供時モニタリング加算</p>	<p>事業所が、当該事業所がサービス等利用計画を作成した対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(条件によりテレビ電話装置等の活用可)、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、記録した場合、対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (ただし、相談支援専門員1人当たりの対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合、相談支援員について1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。)</p> <p>また、当該加算を算定する場合は、モニタリングの内容(障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況、サービス提供時の対象障害者等の状況等)について記録を作成し、5年間保存するとともに、区長等から求めがあった場合について、提出に応じているか。</p> <p>※モニタリング時における確認事項 (1)障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 (2)サービス提供時の対象障害者等の状況 (3)その他必要な事項</p>	<p>平24厚労告125別表の11注 障発1031001通知第四の13</p>	
<p>13 行動障害支援体制加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第6号定める要件に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 また、当該加算を算定する場合は、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>※別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 ア 行動障害支援体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 (1)事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 (2)(1)に規定する者(実践研修修了者)を配置している旨を公表していること。 (3)(1)に規定する者が、強度行動障害に対し、現にサービスを行っていること。(ただし、当該実践研修修了者が当該事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に強度行動障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合を除く)</p> <p>イ 行動障害支援体制加算(Ⅱ) アの(1)及び(2)の基準に適合すること。</p>	<p>平24厚労告125別表の12注 障発1031001通知第四の14</p> <p>平27厚労告180の六</p>	

<p>14 要医療児者支援体制加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第7号定める要件に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 (1)事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)を1名以上配置していること。</p> <p>(2)(1)に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(3)(1)に規定する者が医療的ケア児者に対し、現にサービスを行っていること。(ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が当該指定特定計画相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者に対しても指定障害児相談支援を行っている場合を除く)</p> <p>イ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ) アの(1)及び(2)の基準に適合すること。</p>	<p>平24厚労告125別表の13注 障発1031001通知第四の15</p> <p>平27厚労告180の七</p>	
<p>15 精神障害者支援体制加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第8号定める要件に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 精神障害者支援体制加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。</p> <p>(1)事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(精神障害者研修修了者)を1名以上配置していること。</p> <p>(2)(1)に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(3)精神疾患を有する患者であって、重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等または障害者総合支援法施行規則第57条第3項二規定する訪問看護ステーション等であって、対象障害者等が通院または利用するものの保健師、看護師または精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</p> <p>(4)(1)に規定するものが精神障害者に対し、現にサービスを行っていること。(ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも修辞する場合であって、現に児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合を除く)</p> <p>イ (2)精神障害者支援体制加算(Ⅱ) アの(1)及び(2)の基準に適合すること。</p>	<p>平24厚労告125別表の14注 障発1031001通知第四の16</p> <p>平27厚労告180の八</p>	

<p>15の2 高次脳機能障害支援体制加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第9号定める要件に適合しているものとして区長に届け出た事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 ア 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ) (1)事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(高次脳機能障害支援者養成研修修了者)を1名以上配置していること。 (2)(1)に規定する者を配置している旨を公表していること。 (3)(1)に規定する者が高次脳機能障害者に対し、現にサービスを行っていること。(ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が当該事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合を除く)</p> <p>イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ) アの(1)及び(2)の基準に適合すること。</p>	<p>平24厚労告125別表の14の2注 障発1031001通知第四の17</p> <p>平27厚労告180の九</p>	
<p>16 ピアサポート体制加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第10号定める要件に適合しているものとして区長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)障害者ピアサポート研修修了者であって、次のア及びイに掲げるものを事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で、0.5以上配置していること。</p> <p>ア 支援法第4条第1項に規定する障害者(16において単に「障害者」という。)または障害者であったと区長が認める者 イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他サービスに従事する者</p> <p>(2)(1)に掲げる者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p> <p>(4)(1)に掲げる者を配置している旨を区へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表していること。</p>	<p>平24厚労告125別表の15注</p> <p>障発1031001通知第四の16 平27厚労告180の十</p>	
<p>17 地域生活支援拠点等相談強化加算</p>	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第11号定める要件に適合するものとして区長に届け出た事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下、要支援者)が短期入所を利用する場合、短期入所事業者に対して必要な情報の提供及び利用に関する調整(当該要支援者が短期入所を利用していない場合は、サービス等利用計画の作成または変更を含む。)を行った場合、1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 (当該事業者が指定自立生活援助事業者または指定地域定着支援事業者とを一体的に事業所を行っている場合でかつ当該指定自立生活援助事業者または当該地域定着支援事業者において自立生活援助における緊急時支援体制加算または地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。)</p> <p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準 第3の15に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めること。</p>	<p>平24厚労告125別表の16注 障発1031001通知第四の19</p> <p>平27厚労告180の十一</p>	

18 地域体制強化共同支援加算	<p>平成27年厚生労働省告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」第12号に定める要件に適合するものとして区長に届け出た事業所の相談支援専門員または相談支援員が、対象障害者等の同意を得て、当該対象障害者等に第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている事業所において、当該対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告125別表の17注 障発1031001通知第四の20	
	<p>※別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準次に掲げるいずれかに適合していること。 ア 運営規程において、地域生活拠点等であることを区により位置付けられていること。 イ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに協議会に定期的に参画していること。</p>	平27厚労告180の十二	
19 遠隔地訪問加算	<p>対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等または福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ、事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、初回加算（注2に該当する場合に限る）、入院時情報連携加算（注のイの入院時情報連携加算（I）を算定する場合に限る。）退院・退所加算、居宅介護支援事業所等連携加算（注の(2)及び(5)に限る）、医療・保育・教育機関等連携加算（注1の(1)及び(2)に限る。）または集中支援加算（注1の(1)及び(4)に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定階数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。ただし、初回加算については、注2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	平24厚労告125別表の18注 平27厚労告180第8号	